

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	(Ⅱ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項及び政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その2）の⑤の欄の金額	
11「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文及び政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書及び政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額⑩」及び「各市町村ごとに控除すべき外国税額⑪」の計算は「当期分の控除外国税額⑩」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑪」の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、「当期において控除する外国税額⑬」の欄から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額となります。</p> <p>(3) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑭」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑮」の欄は、各都道府県及び各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑧及び第20号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	
別表一 1 用途等	(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。 (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3「国税の控除限度額①」	この欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載します。	
4「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑩の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項	
	<p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑭の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額</p>		
別表二	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3 「国税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。	
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5 「②で按分した国税の控除限度額④」	「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に17.3分の5を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。）を、当該区域以外の都の区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率をそれぞれ記載します。	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。	
	8 「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の5で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	